

令和 7 年度 第 1 号 競走水面波浪調査分析業務委託
簡易公募型プロポーザルにかかる質問に対する回答

質 問 事 項	回 答
別紙-3「技術提案書を特定するための評価基準」につきまして 管理技術者の「過去3年間に担当した同じ業種区分の業務成績」は、今回提出させてもらう参加表明書に記載した業務のみが評価されるものとの認識でよろしいでしょうか。 また、業種区分とはテクリスの業務分野にある「港湾及び空港」の実績であり、同種及び類似業務(波浪観測、波浪推算)の実績ではなくても評価されるとの理解でよろしいでしょうか。 また、業種区分がテクリスの業務分野にある「港湾及び空港」の実績ではない場合、業種区分の定義について教えていただけないでしょうか。 (例)国土交通省〇〇港湾事務所-発注の「〇〇港生物調査業務」80点 「〇〇港生物調査業務」は波浪観測又は波浪推算業務は含まれず、港湾の生物調査の実績。 お手数かけますがご確認及びご指導のほど、お願い申し上げます。	・管理技術者の「過去3年間に担当した同じ業種区分の業務成績」においては、参加表明書に添付する様式-8に記載された業務のみで審査を行います。 また、業務成績については、同種・類似業務に限らず、テクリスの業務分野が「港湾及び空港」で登録されている実績であれば、評価対象とします。ただし、空港に関する業務は対象外とします。

以上